

「土木工事共通仕様書」の改定について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として、九州地方整備局の土木工事共通仕様書（R8.3）に準拠する。
- ・改定のあった基準書等に基づき修正や追加を行う。

2 主な改定点

※ [] 内は箇所数

	工種等	変更点
第1編 共通編	1章1節7 2章4節1	・法律，基準書等の更新による修正（引用年月日等）[83] ・字句の修正 [8] ・主任技術者・監理技術者の設置に関する内容を追記 ・「道路土工 3構造物取り付け部」埋戻しについて、橋台躯体背面部における記載追記
第2編 材料編		・字句の修正 [1]
第3編 工事共通編		・法律，基準書等の更新による修正（引用年月日等）[8] ・字句の修正 [13]
第6編 河川編		・法律，基準書等の更新による修正（引用年月日等）[11]
第7編 河川海岸編		・法律，基準書等の更新による修正（引用年月日等）[4]
第8編 砂防編		・法律，基準書等の更新による修正（引用年月日等）[2]
第9編 ダム編		・修正無し
第10編 道路編		・法律，基準書等の更新による修正（引用年月日等）[26] ・字句の修正 [8]
第11編 その他		・通知更新等による更新（引用年月日等）[3]

(第4編，5編は欠番)